

事件紹介

日本原子力研究開発機構を提訴

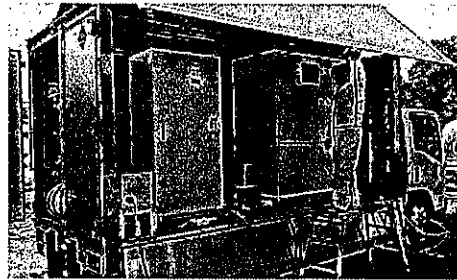
～除染技術「普及妨害」の是正を求めて～

昨年七月、水処理プラントメーカー「ネイチャーズ(株)」の前社長が、自ら開発した放射能除染技術の普及を、独立行政法人日本原子力研究開発機構によって妨害されたとして、謝罪広告と国家賠償を求める訴訟を、東京地裁に提訴しました。

前社長は、震災後、特殊な高濃度オゾン水の強力な酸化力により、セシウム137を、建物や道路、土壌や森林など対象物から溶出させ洗い出すと言う内容の除染技術を開発し、原子力機構が国の委託を受けて行う「平成23年度除染技術実証試験事業」に、ネイチャーズ(株)にて、応募し、実証試験を実施しました。ところが、原子力機構の技術責任者は、①新技術の最終段階の実証試験を中止させる、②データをねつ造し、「新技術は高圧水洗浄と同程度の除染効果しかなく、コストが高い」という不当に低い評価を公表する、③ネイチャーズの役員に働きかけて前社長を代表者から解任させる、という露骨な妨害行為を行いました。妨害の動機は、ゼネコンに土壌除染事業を任せたい原子力機構にとって、新技術の普及が、不都合だったことにあります。

前社長と弁護団は、原発事故被害の回復を求める社会的運動と連携しつつ、訴訟を通じて、「放射性物質の汚染に苦しむ人々のために、新技術を、広く速やかに、活用することができるようにすること」と「原子力機構の体質とゼネコン本位の利権構造を、社会的に告発し、改善させること」を目指しています。

(担当弁護士:須藤・森賀・井上・久保木)



高濃度オゾン水を製造する装置

<http://www.yoyogi-law.gr.jp/news/2013/88/88.html> から抜粋